

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千六百四十一万円減少し、二億五千三百三十三万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年八月二十九日であり、社員総会の決議は、令和七年七月二十四日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年七月十日付官報の号外第一五九号七十八頁に掲載されています。

令和七年七月二十五日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和
税理士法人内 厚木森の里特定目的会社
取締役 中津 正憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は令和七年四月二十二日の官報号外第九十号八十四頁掲載のとおりです。

令和七年七月二十五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
Y F J R E B 特定目的会社
取締役 鄭 武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金三十三億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和六年九月二十五日付官報の号外第二百二十三号六十八頁に掲載されています。

令和七年七月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
アールイーエフツー・インベストメンツ
特定目的会社 取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年一月二十四日付官報の号外第十四号百十九頁に掲載されています。

令和七年七月二十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンター
キャピタル税理士法人内
H C B ブラチナ特定目的会社
取締役 武野氏伸哉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年十月二十一日
掲載頁 八十頁 (号外第二四五号)
令和七年七月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
ジェイロジスティック特定目的会社
取締役 吉岡 淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikai-home.com/axess/0083/index.html>
令和七年七月二十五日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
Regal 特定目的会社
取締役 滝澤 弘子

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する株式会社野村商事(埼玉県所沢市本郷一〇八六番地の九)に対して、当社の飲食店事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

また当社は、資本金の額を八八〇万円減少することにいたしました。

これらの決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十五日

長野県安曇野市穂高有明三六一八番地四四
有限会社大和商事
代表取締役 野村 光雄

債権申出の公告(第一回)

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和七年七月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月二十五日
千葉県市川市行徳駅前三丁目九番一九号三
〇六号室 日鉄物流企業年金基金
清算人 別所 靖明

訂正公告

令和七年七月一日(号外第一五〇号)掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑨令咨7年5月30日とあるは「⑨令咨7年5月29日」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月二十五日

東京都荒川区西日暮里三丁目六九一
ヴィーナ道灌山
STAR TIGER TRAVEL
代表社員 張 明 玲

訂正公告

令和七年六月二十三日(号外第一三九号)掲載の第六十期決算公告(枠組)中「資産合計 3,429」であるが「資産合計 3,430」の「負債・純資産合計 3,429」であるが「負債・純資産合計 3,430」の「株主資本 1,502」であるが「株主資本 1,503」の「利益剰余金 1,118」とあるは「利益剰余金 1,119」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和七年七月二十五日

岐阜県恵那市武並町竹折一六三番地一
昭和包装工業株式会社
代表取締役 古市 喜久

正 誤

令和七年三月二十一日(号外第五十八号)公布文部科学省・環境省令第一号(研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令)
(原稿誤り)
一七ページ改正後欄一行目から二行目までは次のとおり誤り。

別記様式(第9条関係)

【略】

12 「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に關し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物(法第2条第2項第2号に掲げる技術の利用により得られた複製又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。)に關し、次に掲げる項目について記載すること。

(1)～(5) 【略】
(6) 1)に掲げる項目(宿主がウイルス及びウイルス様粒子である場合に限る。)

13～22 【略】
同ページ改正前欄一行目から二行目までは次のとおり誤り。

別記様式(第9条関係)

【略】

12 「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に關し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物(法第2条第2項第2号に掲げる技術の利用により得られた複製又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。)に關し、次に掲げる項目について記載すること。

(1)～(5) 【同上】
(6) 1)に掲げる項目(宿主がウイルス及びウイルス様粒子である場合に限る。)

13～22 【同上】

令和七年二月二十六日(号外第三十七号)公布農林水産省令第五号(野菜生産出荷安定法施行規則及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令)
(原稿誤り)

五ページ第一条改正後欄終りから二行目「北海道農政事務所長を含む。」を削る。

道農政事務所長を含む。」を削る。

道農政事務所長を含む。」を削る。

道農政事務所長を含む。」を削る。

道農政事務所長を含む。」を削る。

道農政事務所長を含む。」を削る。

道農政事務所長を含む。」を削る。